

令和7年6月定例会会議録

令和7年豊郷町議会6月定例会は、令和7年6月5日豊郷町役場内に招集された。

1、当日の出席議員は次のとおり

1 番	長谷川 貴 康
2 番	西 山 一 男
3 番	井 上 喜美子
4 番	本 田 清 春
6 番	中 島 政 幸
7 番	村 岸 善 一
8 番	前 田 広 幸
9 番	西 澤 博 一
10 番	鈴 木 勉 市
12 番	今 村 恵美子

2、当日の欠席議員は次のとおり

5 番	辻 本 勇
11 番	河 合 勇

3、地方自治法第121条の規定に基づき提案理由の説明のために出席を求めたる者は次のとおり

町 長	伊 藤 定 勉
教 育 長	堤 清 司
総務課長兼企画振興課長	清 水 純一郎
税 務 課 長	山 田 篤 史
保 健 福 祉 課 長	辰 見 栄 子
医 療 保 険 課 長	小 西 直 美
住 民 生 活 課 長	森 ちあき
会 計 管 理 者	馬 場 貞 子
人 権 政 策 課 長	西 山 逸 範
地 域 整 備 課 長	山 田 裕 樹
産 業 振 興 課 長	岡 村 浩 孝
上 下 水 道 課 長	中 山 圭 史

村岸議長 　少し時間が早いですが、これより令和7年6月第2回豊郷町議会定例会を開会いたします。

　ただいまの出席議員は10名で、会議開会定足数に達しております。よって、第2回定例会は成立いたしました。

　本日の会議を開きます。

　（午前8時59分）

　最初に留意事項をご説明いたします。会議規則に基づき、規則を遵守願います。お手元の携帯電話等の電源をお切りになるか、あるいはマナーモードに切り替えていただきますようよろしくお願いいたします。また、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動は慎んでくださるようお願いいたします。なお、採決の際は、みだりに離席をしないようお願いいたします。会議規則の規定を尊重し、円滑なる議会の運営にご協力のほどお願いいたします。

　日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

　会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、8番、前田広幸君、9番、西澤博一君を指名いたします。

　日程第2、会期決定の件を議題といたします。

　お諮りいたします。

　今期定例会の会期は本日から6月20日までの16日間といたしたいと思っております。

　これにご異議ありませんか。

議　　員 　異議なし。

村岸議長 　異議なしと認めます。よって、会期は本日から20日までの16日間と決しました。

　日程第3、諸般の報告を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、令和7年1月から3月分の現金出納検査結果ならびに定期監査報告が議会に提出されていますから、ご了承願います。

　次に、地方自治法第121条の第1項の規定により、本定例会の説明員として、お手元に配付の文書のとおりあらかじめ出席を求めておきましたので、ご了承願います。

　次に、議長公務報告を行います。議長公務としての報告事項を提出しています。お手元に配付しているとおりでありますので、ご了承願います。

　続いて、委員会報告を行います。本田議会広報常任委員会委員長、報告を願います。

本田議会広報

常任委員長 議長。

村岸議長 委員長。

本田議会広報

常任委員長 皆さん、おはようございます。議会広報常任委員会より報告させていただきます。

議会広報常任委員会は、広報誌とよさと議会96号を令和7年5月23日に発行いたしました。内容としましては、令和7年度3月定例議会を編集したものです。委員会として、3月25日、4月9日、5月8日、5月13日の4日間開催し、編集作業を行いました。発行へのご協力を頂いた関係者の皆様、ご協力ありがとうございました。

以上、報告といたします。

村岸議長 ご苦労さまでした。これで諸般の報告を終わります。

日程第4、議第24号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）から日程第6、議第26号専決処分につき承認を求めることについて（令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第10号））までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 皆さん、おはようございます。本日、令和7年第2回豊郷町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆さん方には公私何かとご多用の中ご参集を賜り、心より厚く御礼申し上げます。また、皆さん方には平素より、本町の行政運営に對しまして格別のご高配を賜っておりますこと、重ねて厚く御礼申し上げます。

さて、本議会には、承認案件3件、契約議決3件、条例改正2件、同意2件、報告2件、令和7年度豊郷町一般会計、各特別会計及び各事業会計の補正予算5件の計17件の議案を提案させていただいております。どうぞご審議賜りますようお願い申し上げます。

それでは、議第24号から議第26号までの専決処分につき承認を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

まず、議第24号は豊郷町税条例の一部を改正する条例で、今回の改正は、令和7年3月31日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律が原則として4月1日から施行されることに伴い、豊郷町税条例の一部を改正したものであります。主な改正内容としましては、個人住民税の特定親族特別控除の創設に伴う改正、及び軽自動車税の種別割の区分の見直しに伴う改正などで

ざいます。

次に、議第 25 号は豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。今回の改正は、令和 7 年 3 月 31 日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律が 4 月 1 日から施行されることに伴い、豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正したものであります。主な改正内容といたしましては、第 2 条では基礎課税額に係る課税限度額の引上げに伴う所要の改正、第 23 条では減額措置に係る軽減判定所得の基準額の見直しに伴う所要の改正であります。

最後に、議第 26 号は令和 6 年度豊郷町一般会計補正予算（第 10 号）です。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,578 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算総額を 59 億 142 万 5,000 円とするものです。

歳入では、地方譲与税 21 万 4,000 円、利子割交付金 11 万 5,000 円、配当割交付金 29 万 9,000 円、株式等譲渡所得割交付金 39 万 8,000 円、法人事業税交付金 69 万 3,000 円、地方交付税 9,874 万 9,000 円を追加し、環境性能割交付金 9 万円、財産収入 59 万円、繰入金 5,646 万 7,000 円を減額するものであります。

次に、歳出では、総務費に 8,636 万 5,000 円を追加し、民生費 493 万 1,000 円、土木費 1,574 万 5,000 円、教育費 990 万円を減額するものであります。主な内容といたしましては、歳入歳出ともに実績により年度末に額が確定したことから、3 月 31 日付で専決処分を行ったものであります。

以上、議第 24 号から議第 26 号まで、いずれも地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分しましたので、ご承認賜りますようお願い申し上げます。提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

村岸議長 12 番、今村議員。

今村議員 議第 24 号町税条例の一部を改正する条例の中で、第 36 条の 2 第 1 項ただし書中の次の項で、扶養控除額の次に、もしくは特定親族特別控除額、特定親族ということで、特定親族というのが時々出てくるんですけども、扶養控除額の次に、特定親族特別控除額というのは、金額的にどういう人を特定親族として控除の対象になるのかを 24 号で説明をお願いいたします。

そして、議第 25 号につきましては、先ほども町長が説明をしていただきまして、課税限度額の引上げ分と、23 条関係で、軽減の 2 割、5 割軽減の基準額の算定基準の引上げという形の中身なんですけど、特に第 23 条は、2 割軽減と 5 割軽減を今回、国の法改正で、軽減判定所得の引上げをされているんですけども、

国保世帯も年々減少している傾向があるんですが、豊郷の国保の実態、国保会計の加入者の実態としましては、前期高齢者、75歳までの高齢者の世帯というのがかなりあると思うんです。2割、5割、7割軽減が国保世帯の約6割弱を占めるという会計なんです。今回2割、5割軽減で引き上がった分、若干増えている人数はあるんですが、高齢者の軽減世帯というのは、高齢者のみ世帯の国保世帯の軽減世帯というのは、2割、5割、7割の中で、どのぐらいの割合でいらっしゃるのか。国保にはいろんな方が加入されておりますけれども、昨今の物価上昇の中で、こういう軽減をしていただくことは大事なことだと思うんですが、その中身だけ状況を教えていただきたいと思います。

続きまして、議第26号専決処分につきましては、説明だけですが、9ページは歳入部分の地方交付税が、3月で特別交付税が確定したので、その分の増額補正の処分をしておられます。今回、普通交付税、特別交付税を合わせて17億2,802万7,000円、1億円近い特別交付税が最終確定で入っておりますが、この地方交付税、標準財政規模、豊郷町の今20、それに対して、財政需要額の差引きの加減で決まってくるわけですね。これで今回地方交付税で17億というのは、結構今までの中では多いんじゃないかなと思うんですが、この金額に至った理由はどういうところが主な理由があるのか、その辺を担当課の見解を教えていただきたいと思います。

そして、10ページ、これに、財産売払い収入の目1の不動産売払い収入で、町有地売払い収入67万7,000円、また建物売払い収入6万6,000円。これは、歳出の方とも連携していると思うんですけど、6年度で実施ができなかった理由、これは7年度でそういうのをやるのか、今の状況を教えてください。

それから、款18繰入金の下で財政調整基金が繰入れが0になって、歳出の方では基金繰入れが増えておりますが、歳出で増やして差引きして、現在の3月31日付の財政調整基金の残額、現在高は幾らになるのか教えてください。

それから、11ページの項2児童福祉費で愛里保育園施設費で、教育保育支援員、調理師、保育士などの500万の報酬減がありますが、これはどういう結果でこういうのが出てきたのか説明をしていただきたいのと、最後に、この専決の中で、3月31日付で、交付金とかいろんなもの入金とかいろんなものでこの補正はできているんですが、会計閉鎖は5月の末なんです。もう5月末終わったので、その後の町の会計の歳出歳入の変動というのはどのくらいあるんでしょうか。もう町としては分かっていることと思うんですが、そういった中で、町が請け負って、町が業者に町の業務を請け負ってもらって、そういう支払いが4月以降にどれぐらいの業務委託で行われているのか。以前そういうことを早く

お金を支払いしてほしいという、そういう業者の人もいらっしやったんですが、まだそういうのがあるんでしょうか。それも含めて、もう会計閉鎖になりましたから、もう支払いは終わっていると思うんですが、4月以降の支払いというのはどのぐらい残っているものなのか、概略でいいですから説明をお願いいたします。

税務課長 はい、議長。

村岸議長 山田税務課長。

税務課長 今村議員の質疑にお答えいたします。

まず、議第24号の特定親族特別控除の対象者がどういう方かというご質問やったと思うんですけども、大学生世代と言われる方で、対象が19歳から23歳未満の方が対象です。あと、議第25号で、2割、5割、7割軽減で、高齢者の世帯がどれぐらいあるかというご質問やったと思うんですけども、それにつきましては、今現在はちょっと把握しておりません。

以上です。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

私の方は議第26号補正予算の方になります。まず、9ページの地方交付税の関係ですけれども、増額の要因はということでございましたけれども、これについては、国の予算の積み増しによるものでということでございます。それから、出納整理期間の4月以降の支払いということでしたけれども、4月以降実際、今からちょうど決算の統計を行うところでございますので、また詳しくは例年どおり9月にご説明をさせていただきたいと思っています。また、昨年度分の支払いの残りはみたいな意図のご質疑やったとは思いますが、当然のことながら出納閉鎖が5月末になっておりますので、昨年度の分の支払いは全て終了しているということでございます。

以上です。

教育次長 はい、議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

私の方は議第26号の補正予算の専決の11ページの愛里保育園施設費の報酬の減額の内容につきましてですが、こちらは当初で見込んでおりました教育

保育支援員につきまして、事務員分の方を見込んでおりましたが、施設側の方から採用の方は要らないということがありましたので、その分今回減額させていただいているのと、調理師につきましては、2名を当初見込んでおりましたが、採用できませんで1名分のみで、保育士につきましては、当初14名分見込んでおりましたが、最終12名の雇用となりましたので、残額それぞれ合わせて500万円減額しているものでございます。

以上です。

人権政策課長 はい、議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

人権政策課から10ページでございます。町有地の売払い及び建物については、譲渡の事業残でございます。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 今村議員。

今村議員 聞いた中で、財政調整基金の現在高も答弁していただけませんでした。答弁していただきたいと思います。また、事業残というのはそれはそれですけど、だから、どういう状況でこういうことが起こったのか。これは今年度で新年度で実施がされるのか、その辺がお聞きしたかったんです。その辺は、経過だけ教えていただけたらなと思っております。

会計閉鎖して、全部そういうのはこれからするというのは当然のことだと思うんですが、9月の決算までにはね。ただ、この3月31日から5月の末日で一応出納閉鎖はなされるわけですから、その間の、前年度の町のいろんな請負事業をなさった方たちの支払いが4月から会計閉鎖までにどのぐらいされているのか。そういうのをどういう部門でそういうのがあるのか、交付金の関係もあるのかもしれないんですが、その点を概略だけでも教えてほしいなと思って質問させていただきましたので、分かる範囲で結構ですので、説明だけお願いいたします。

総務課長兼

企画振興課長 はい、議長。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、今村議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

答弁漏れておりました、申し訳ありませんでした。財調の残高については、

約8億1,500万円ほどになります。それから、4月以降の支払いにつきましてですが、当然のことながら補助事業等についても、可能な限り年度内、3月いっぱい支払いを行ってしまうとか、そういうもろもろございます。あくまでも3月中、3月までに発注したものが、4月以降に請求書が発行されるタイミングとかに合わせて、4月に回る分が少しあるという程度になってございます。実際のところ4月以降、5月末までに幾ら支払ったかというところについては、把握しておりませんので、またもし必要ということでしたら、調べることはやぶさかではないというようなことでございます。

以上です。

人権政策課長 はい、議長。

村岸議長 西山人権政策課長。

人権政策課長 今村議員の再質疑にお答えいたします。

10ページの町有地及び建物売払いでございますが、当然残でございますので、今年度につきましては、今年度当初予算で見えております。前年の計画ですと6件のところ、実績としましては、2件譲渡したという形になっております。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

鈴木議員 議長。

村岸議長 10番、鈴木議員。

鈴木議員 まず、第24号について質疑をさせていただきます。対照表で質問させていただきます。まず、第18条ですが、新しい方では、不特定多数の者が閲覧することができる状態の措置を取る。これが新しく入っているんですが、今までは、公示事項を掲示をされていたと思うんですが、それ以外で不特定多数の者が閲覧することができる状態の措置を取ると書かれていますので、具体的にどうしてこういう条文が入ったのかよく分からないんですが、公示以外に具体的などいう措置を取られるのか教えていただければと思います。

それから、先ほどありましたが、34条と36条の関係ですが、今年から19歳から23歳の大学生には限りませんが、その間の方が特定扶養親族ということで新しく控除されるという税制改正がされたのですが、何人ぐらい豊郷で19歳から20、いわゆる大学生世代がおられるのか把握をしておられるのか、分かれば教えていただければと思います。

それから、先ほど町長からの提案説明にもあったのですが、第3節の第82条で、軽自動車の種別の区割りに変更になったというんですが、これ旧と新を比較してみますとアが0.05リットル以下、イが0.05リットルから0.09、ウ

が0.09リットル以上というのが旧の区分です。新の部分もよく見てみますと、アとイとエは旧の区分と同じなんです。ウの2輪のもので総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が云々と、この分が新しく区分の中に入っているんですが、この区分割りでいくと、この中に入ってこないんですね。ならばで言ううと。この区分割りがどこに入ってどうなるのか、例えばどういうのを対象にするのかよく分からないので、説明をお願いできればと思います。

最後ですが、第10条の16に加熱式たばこに係るたばこ税の課税標準の特例というのが新設されているのが、読んでみてよく意味が分からんです。この中身が。これが新設された根拠というか、意味というか、何が特例になっているのか、ざっと読んでみたんですがよく分かりませんので、説明をお願いできればと思います。

あと26号ですが、3月議会でも繰越明許については、聞きましたら新しく伴走型相談・出産子育て支援事業が繰越明許に追加されたと。ですが、これが繰越明許になった理由を。

じゃ、税制の方だけ、24号だけお願いできますか。

税務課長

はい、議長。

村岸議長

山田税務課長。

税務課長

鈴木議員の質疑にお答えいたします。

議第24号のまず初めに公示送達の不特定多数の者が閲覧することができるという文言のところなんですけども、こちらの方、今までは公示送達って役場の掲示板に書類を掲示することで、送達されたことになっていたんですけども、この改正によって公示送達、インターネットとかを用いて掲示するということを定義されました。

あと、次の特定親族特別控除の人数が把握できたらということで、令和6年中の対象者で158名の納税義務者がおられました。

続いて、軽自動車税の種別割の件なんですけども、今まで90ccから125ccの軽自動車、2,400円やったんですけども、今回の改正によって、90ccが125ccのバイクなんですけども、出力が50ccの原付並みの出力のバイクについては、年額2,000円の税額ですというもので、今回見直しがされました。

続いて、たばこ税の方なんですけども、今まで加熱式たばこの税率と紙巻きたばこの税率に、加熱式の方が、紙巻きたばこよりも税負担の水準が低かったために、これを是正するために、来年8年4月1日と8年10月1日に段階的に見直しをされるのが実施されることになりましたので、今回この税改正がされたと

いうことになっております。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第24号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第24号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

賛成の諸君は起立願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第24号は承認することに決定しました。

これより議第25号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第25号専決処分につき承認を求めることについて（豊郷町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第25号は承認することに決定しました。

これより議第26号の討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第26号専決処分につき承認を求めることについて（令和6年度豊郷町一般会計補正予算（第10号））を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員起立であります。よって、議第26号は承認することに決定しました。

日程第7、議第27号令和6年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから日程第8、議第28号令和6年度豊郷町水道事業会計繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

町長、報告を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第27号及び議第28号までの繰越計算書について一括してご説明申し上げます。

まず、議第27号につきましては、一般会計の繰越明許費繰越計算書です。地方自治法第213条第1項の規定により、令和6年度豊郷町一般会計のうち、繰越計算書に記載の総務管理費1,697万4,000円から小学校費9,412万2,000円まで、総額2億6,793万1,000円を令和7年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、ご報告いたします。

次に、議第28号令和6年度豊郷町水道事業会計繰越計算書については、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、水道事業会計建設改良費を別記第8号のとおり繰越しました。内容につきましては、水道施設機器更新工事のポンプ機器の入荷が遅れていることから繰り越すものでございます。

以上、議第27号及び議第28号まで一括して報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

村岸議長 これで報告を終わります。

これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 令和6年度豊郷町一般会計繰越明許費繰越計算書のうちで、款3民生費の社会福祉費、令和6年度低所得非課税世帯支援給付金事業が1,166万1,000円繰越しになるというのは、この事業が、未収入が772万あるんですけれども、この事業は引き続き、令和6年度でまだ対象者の申請、またその支払いができていないということなんでしょうか。これはどういう経過なのか、流れを教えてくださいませんか。

保健福祉課長 はい、議長。

村岸議長 辰見保健福祉課長。

保健福祉課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

令和6年度低所得非課税世帯支援給付金の事業でございますけれども、こちらの方は、事業の期日が6月30日までになっておりますので、引き続き現在も支給の方を行っている途中でございます。

以上でございます。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。
以上で、議第27号、議第28号の報告を終了いたします。

日程第9、議第29号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてから日程第10、議第30号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてまでを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第29号及び議第30号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて、一括してご説明申し上げます。

まず、議第29号では、法務大臣の委嘱を受け人権擁護委員としてご活躍いただいております清水明博氏が昨年にご逝去され、現在、人権擁護委員1名が欠員となっていることから、人権擁護推進員として地域における人権擁護活動に努めておられます村岸三男氏、豊郷町大字石畑555番地3、昭和31年5月22日生まれを、また議第30号では、現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております上田文夫氏、豊郷町大字吉田37番地、昭和30年6月16日生まれが、令和7年12月31日をもって任期満了となることから、引き続き推薦いたしたく、いずれも人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。なお、任期につきましては、村岸氏は令和7年10月1日から令和10年9月30日までの3年間、上田氏は令和8年1月1日から令和10年12月31日までの3年間で、上田氏は2期目となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。
議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第29号に対する討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第29号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

これに同意することに賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第29号は推薦案に同意することに決定しました。

これより議第30号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第30号人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

これに同意することに賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第30号は推薦案に同意することに決定いたしました。

日程第11、議第31号契約の締結につき議決を求めることについて(職員用情報系パソコン購入業務)を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第31号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

職員用情報系パソコン購入業務について、去る5月15日に滋賀県町村会において、コンピューターの共同調達事業の一般競争入札が実施されたところ、所在地、滋賀県大津市浜大津1丁目4番12号、名称、キステム株式会社、代表取締役井門一美氏が落札しましたので、その結果を受け、職員用パソコン50台を請負契約金額1,153万9,000円で仮契約を結んだところであります。

この請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決をお願いするものであります。ご審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 今、町長の説明で県が一括の一般競争入札をして、そこでの契約者と随意契約を豊郷町も結ぶ契約の議決という話なんですけど、以前もそういうことはありましたが、そういう県で一括でそういうことをなさって、19市町が全部それで同じというか、それを随意契約にするものでなっているんでしょうか。それとも、県とは別に独自に入札をすとか、そういう市や町もあるんでしょうか。今までの経過だけ、実績そういうのを。そういう形態でうちがやろうとしているのはどこにメリットがあるのかを説明してください。

総務課長兼

企画振興課長

はい、議長。

村岸議長

清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回のこちらの職員用情報系パソコン購入業務につきましては、先ほど町長が申し上げましたとおり、滋賀県町村会の方で行っております。県ではございません。これにつきましては、今現在、6町クラウドで6町が共同していろいろな事業を行っている関係で、たくさんの台数のパソコンを一度に発注することにより、単価を下げに行けるというメリットがございますので、町村会の方で6町を対象に台数を取りまとめているということになります。年によって、買われる町、買われない町がございますので、毎年、当該年度で希望する台数をそれぞれの町が町村会の方に報告しまして、その合計台数で入札をしていただくということになっております。ですので、先ほども繰り返しになりますけれども、6町の方でやっているということで、今回につきましては、やっておられない町もあろうかとは思いますが、今回豊郷町としては50台買いたいということで、町村会でやっていただいたということでございます。

以上です。

村岸議長

ほかにありませんか。

西澤議員

はい。

村岸議長

9番、西澤議員。

西澤議員

議第31号についてお聞きしたいと思います。これのパソコンの耐用年数というのはどれぐらいなんですか。何年後にまた買い換えるというのがあると思うのだけれども、何年ぐらいの耐用年数を考えておられるのか、お願いいたします。

村岸議長

清水企画振興課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、西澤議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

大体パソコンについては5年から7年ということで考えておまして、今一番役場で古いのが、2019年のときのものがございまして、それ以降、一部入替えをしながらやっておりますけれども、今回については、2019年の部分がそこそこ数がありますので、それを置き換えていきたいということでございます。

村岸議長

ほかにありませんか。

議員

なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。
これより、議第31号契約の締結につき議決を求めることについて（職員用情報系パソコン購入業務）を採決いたします。
賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第31号は原案のとおり可決されました。
日程第12、議第32号契約の締結につき議決を求めることについて（豊郷町立小中学校学習者用コンピュータ購入業務）を議題といたします。
町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第32号契約の締結につき議決を求めることについてご説明申し上げます。
滋賀県学習者用コンピュータの共同調達事業において、去る5月2日にプロポーザルが実施されましたところ、所在地、滋賀県東近江市五個荘築瀬町11番地3、名称、藤野商事株式会社、代表取締役藤野滋氏が落札をいたしましたので、その結果を受け、学習者用コンピュータ710台を請負契約金額3,669万1,380円で仮契約を結んだところであります。
この請負契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第8号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第3条の規定に基づき、議決をお願いするものであります。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 今、町長の説明で710台ということで、小中学校の児童生徒に対するコンピュータの新規購入という感じに考えているんですが、1台当たりだと約5万円ぐらいのものかなと思うんですが、小中学校においてどういう学習、そういうコンピュータ学習もうずっとやっていますが、これはどういう機種でどんなやつで、それは今回、全面的に更新するのか、一部は残るのかよく分からないので、そこら辺の何年ぐらいこれを子どもの学習に使うのか、そういう中身について教えていただけますか。

教育次長 はい、議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

令和2年度に整備の方をいたしましたタブレットの、今でいうファーストGIGAの、今回ネクストGIGAということで、タブレットの全部の更新の方を行う予定でございます。一応、5年間を使用する予定でございます。内容につきましては、タブレット学習で子どもたちが小学校、中学校で使っておられる端末でWindowsタブレットを今回導入する予定をしております。

以上です。

村岸議長 ほかにありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第32号契約の締結につき議決を求めることについて（豊郷町立小中学校学習者用コンピュータ購入業務）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第32号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議第33号契約の変更につき議決を求めることについて（旧八号線2（歌詰橋）護岸護床整備工事）を議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第33号、契約の変更につき議決を求めることについてご説明申し上げます。

令和6年9月9日開催の議会において契約締結の議決を頂いた令和6年度工事第007号旧八号線2（歌詰橋）護岸護床整備工事につきまして、当初設計から根固工の既存ブロック撤去ならびに据付け数量の増、仮設工の作業ヤード整備の変更、水換え日数の追加等の変更が生じたことに伴い、3,165万2,500円を増額し、契約額を1億9,005万2,500円に変更するものでございます。つきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び豊郷町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に

より、議会の議決を求めるものでございます。

以上、ご審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありますか。

議員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第33号契約の変更につき議決を求めることについて（旧八号線2（歌詰橋）護岸護床整備工事）を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 （起立、全員）

村岸議長 全員賛成であります。よって、議第33号は原案のとおり可決されました。

日程第14、議第34号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案から日程第15、議第35号豊郷町下水道条例の一部を改正する条例案までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 議第34号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案及び議第35号豊郷町下水道条例の一部を改正する条例案について、一括してご説明申し上げます。

今回の改正は令和6年能登半島地震の復旧工事を行う際に、指定工事業業者等の確保が困難となったことから、災害時等の水道工事においては他の水道管理者、下水道工事においては他の市町村長または他の下水道事業管理者が指定した事業者であっても工事に対応できるよう、国土交通省より技術的助言がありましたので、各条例において所要の改正をするものでございます。どうぞご審議賜りますようお願い申し上げまして、提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

今村議員 はい。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 議第34号ならびに35号に関しまして、町内の現在町が認可している水道事業者また下水道の事業を行える方というのは、以前、上水も下水も工事が多かった頃は、町内業者も人数がいたような気もするんですが、最近だんだん廃業も

多くなって、うちの町内で今現状で、そういった事態に際した場合に、町内で工事をしていただける業者というのは何業者ぐらい、両方あるのか。また、近隣のそういった業者も町は認定しているのか。その辺の今の状況を、これは当然いざというときの備えとして必要な業務をお願いするわけですから、現状でどうなっているのかだけ説明していただけますか。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 今村議員のご質疑にお答えいたします。

豊郷町の給水装置工事の事業者の届出は、現在129件あります。町内の業者は13件でございます。

続きまして、下水道の設備の指定工事店の方は現在133店、県に届出がありまして、町内の業者としては12業者あります。こちらは県内県外全て含めての数になっております。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

村岸議長 10番、鈴木議員。

鈴木議員 確認というか教えていただきたいのは、いわゆる登録業者以外が、災害のときには事業をしてもいいと。それはもう当然のことだと思うんですが。この場合、発注というか、指示というのか、それは当然該当の市町がそういう指示をするんだと思うんですが、その辺のところはこの条項にはないので、どういう、町内であれば登録業者ですから、それは分かるんですが、それ以外の方が災害の場合にこういうことを行うというのはそれは当然理解はできるわけですが、その場合の指示とか、発注というのはどうなるのか、その点だけ。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

先ほど災害が起きた場合の対応なんですが、恐らく証明書等をお持ちですので、そちらの方の写しやコピーかの確認をもって、工事の方に入っていただくような手続を考えております。条例の方には書いていません。内規の方もないんですが、対応としては誰が来ても出せない指示じゃなくて、証明書の確認をもって、工事の方に入っていただきたいと考えております。

鈴木議員 議長。

村岸議長 10番、鈴木議員。

鈴木議員 私がお聞きしたのは、災害が発生した場合に、こうするときの指揮系統というか、そういうものを明確にしておくべきじゃないかと思うんですが、その点はどうなっているのかということ、もう一度こっちをお願いできる。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 水道工事の災害時のときの指揮系統なんですけど、現在、もちろん防災計画に基づく部分が一番上なんですけど、市内でも上下水道BCP計画というのを策定しておりますので、そちらに基づいて、もちろんトップが町長なんですけど、課長の裁権部分もありますので、そういうので対応を考えております。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

これより議第34号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第34号豊郷町水道事業給水条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第34号は原案のとおり可決されました。

これより議第35号に対する討論を行います。討論はありませんか。

議員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、議第35号豊郷町下水道条例の一部を改正する条例案を採決いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、議第35号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議第36号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)から日程第20、議第40号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)までを一括議題といたします。

町長、提案理由の説明を求めます。

伊藤町長 はい、議長。

村岸議長 町長。

伊藤町長 それでは、議第36号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)から議第40号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)までの補正予算について、一括して説明申し上げます。

まず、議第36号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億3,817万5,000円を追加し、歳入歳出予算総額を57億817万5,000円とするものです。歳入では、国庫支出金3,412万円、県支出金75万6,000円、繰入金9,589万9,000円、諸収入420万円、町債320万円を追加し、歳出では、総務費3,469万7,000円、衛生費5,075万8,000円、土木費4,452万4,000円、消防費15万7,000円、教育費1,255万4,000円を増額し、議会費45万9,000円、民生費329万4,000円、農林水産業費76万2,000円を減額するものであります。

次に、議第37号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ6,205万9,000円を減額し、歳入歳出予算総額を7億9,330万8,000円とするものであります。歳入では、県支出金5,700万6,000円、繰入金505万3,000円を減額するもので、歳出では、総務費6万6,000円、保険給付費5,700万6,000円、国民健康保険事業費納付金498万7,000円を減額するものであります。

次に、議第38号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ26万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額を7億5,997万3,000円とするものであり、歳入では、国庫支出金70万5,000円、支払基金交付金83万9,000円、県支出金38万9,000円を追加し、繰入金166万6,000円を減額するもので、歳出では、保険給付費310万8,000円を追加し、総務費284万1,000円を減額するものであります。

次に、議第39号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。第2条、収益的収入及び支出の補正は、収入、第21款水道事業収益の既決の予定額に124万9,000円を追加し、2億385万5,000円に、支出、第22款水道事業費用の既決の予定額に987万円を追加し、2億567万円とするものです。第3条、資本的収入及び支出の補正は、収入、第23款資本的収入の既決の予定額に695万6,000円を追加し、1億2,548万8,000円に、支出、第24款資本的支出の既決の予定額に753万3,000円を追加し、2億3,895万1,000円とするものであります。第4条、議会の議決を得なければ流用することができない経費は、予算第7条中、(1)職員給与費を15万8,000円追加し、2,013万1,000円に改め、第5条、他会計からの補助金は2,115万2,000円を追加

し、4,112万5,000円に改めるものであります。

最後に、議第40号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算(第1号)についてご説明いたします。第2条、収益的収入及び支出の補正のうち、収入、第41款下水道事業収益の既決の予定額に1,515万5,000円を追加し、3億6,131万6,000円とし、支出、第51款下水道事業費用の既決の予定額に1,213万5,000円を追加し、総額を3億6,762万6,000円とするものであります。第3条、資本的収入及び支出の補正は、収入、第61款資本的収入の既決の予定額に372万1,000円を追加し、1億1,344万3,000円に、支出、第71款資本的支出の既定の予定額に753万3,000円を追加し、1億7,729万9,000円とするものです。第4条、議会の議決を経なければ流用することができない経費は、予算第7条中、(1)職員給与費を85万円追加し、2,065万8,000円に改め、第5条、他会計からの補助金は456万4,000円追加し、2,333万6,000円に改めるものでございます。

以上、議第36号から議第40号まで一括してご説明いたしました。ご審議のほどどうぞよろしくお願ひ申し上げまして、提案説明といたします。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑は一括して行います。質疑はありますか。

今村議員 はい、12番。

村岸議長 12番、今村議員。

今村議員 それでは、議第36号令和7年度豊郷町一般会計補正予算(第1号)につきましては、まず5ページの第2表、債務負担行為補正ということで、情報システム標準化事業、期間が令和7年度から令和14年度までで、7億7,961万6,000円の限度額で債務負担行為を起こすということですが、この7年間の期間で、これは1つの業者で7年の契約をするのか、複数業者と年を切ってやるのか、そういう債務負担を起こしたいということの中身について、どういう方針を持っておられるのか。そこを説明をお願いいたします。

次は9ページ、歳入のところ、ここの款14国庫支出金の中で目3衛生費国庫補助金ということで、節で環境衛生費補助金ということで、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ということで、674万8,000円の国庫補助金が出る、予算化されておりますが、この概要について説明してください。

そして、10ページで、款18繰入金の目1財政調整基金繰入金、今回増額補正で9,589万9,000円の繰入れ増額なんです、この補正におきまして、財調の増額補正をする歳出の中の主な補正の要因は何なのか、説明してください。

それから、11ページの配水管耐震化布設替工事というところで320万、衛生債が上がっておりますけれども、これ場所と箇所、その説明をお願いいたします。

それから、歳出の方で12ページ、一般管理費の総務費の中で、節2給料816万、一般職給、会計年度任用職員給が両方、相当に減額なんですけど、これはどういう理由でしょうか。説明してください。

それから、16ページ、ここでも項2の児童福祉費、目3の愛里保育園施設費で、給料722万3,000円の減額、これについても中身を説明してください。

それから、17ページ、先ほどの歳入でもありましたが、環境対策費で地球温暖化対策実行計画策定業務委託料ということで、1,185万8,000円が上がっておりますけれども、これはどういうことをどういうところに策定業務委託を検討されているのか。業者が決まっているとはまだ思いませんが、どういうところを対象に考えて、中身はどういうことをしていただきたいと思っているのか、その概要を説明してください。

それと、18ページの項2の清掃費、目1清掃総務費で、委託料437万6,000円の増額補正、生ごみ収集運搬処理業務委託料という増額が出ておりますが、この委託料増額というのはどういうことなんでしょうか。中身を説明してください。

それから、19ページの項2道路橋梁費の中で、目1道路維持費、負担金、補助金及び交付金で、愛荘町の県道ラウンドアバウト事業負担金、これ2,882万7,000円、信号を取って工事をされておりますが、これは最終的にこれの負担金という形で、項2の豊郷分の負担金はこの金額で理解したらよろしいんでしょうか。まだほかにもあるんでしょうか。説明をお願いします。

続いて、21ページで、項5社会教育費で、目8豊栄のさと施設費のところの14番工事請負費1,000万、施設整備費、これも概要を説明してください。どういう施設整備費なのか。

22ページの保健体育総務費の12番委託料、スポーツ推進事業委託料というのが118万4,000円、これにつきましてもどういう中身の事業委託なのか、その点について説明をお願いいたします。

続きまして、議第37号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）、これにつきましては、5ページの歳入の部分で、県補助金、目1保険給付費等交付金、普通交付金5,700万6,000円、普通交付金が減額をしておられるんですけど、この減額の主な要因を説明してください。

それから、歳出では6ページで、療養給付費が4,887万3,000円、当初

計画の約1割減をされているということが、これはどういう傾向でこういうことが起こるのか。また、7ページにおきましても、高額療養費も支出金が862万4,000円、事業負担金が減るわけですね。これは国保加入者の皆さんの医療費負担が減ったのか。それとも、要因いろいろありますから、どういう状況で最初、補正第1号で1割近く減らすのか、レセプトでいろいろあるんだと思いますが、要因を説明してください。

議第38号令和7年度豊郷町介護保険事業につきましては、7ページに、歳出のところで、項3介護認定審査会費、目1の認定調査等費で、7番報償費が、117万の介護認定訪問調査員報償費が増額になっておりますが、これは介護認定訪問調査員の数が増えるのか、報償費の対象になる認定調査の数が増えるのか、どういう意味なのか説明してください。

その下の8ページの項2の介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費が、当初予算では窓口1で上げてあったのが310万8,000円、地域密着型介護予防サービス給付費ということで事業が展開されるようですねけれども、これはどこでそういう事業をしてもらうのか、その事業所等、また内容等、介護予防でどういう内容でしていただくのか説明してください。

以上です。お願いします。

総務課長兼

企画振興課長

村岸議長

総務課長兼

企画振興課長

はい。

清水総務課長。

それでは、今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

たくさんありましたので、もし万一抜けているようなことがあれば、また再質疑の方でお願いしたいと思います。

まず、議第36号の5ページです。債務負担行為7億8,000万の件ですが、これにつきましては、この間全員協議会でもご説明させていただいたとおり、移行に係る経費と、その月額の使用料的なランニングコストになってきますので、基本的には1者と契約ということになります。

それから続きまして、9ページです。9ページの14国庫支出金の衛生費国庫補助金の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金674万8,000円ですが、これにつきましては、ご質疑の中でもありましたけれども、歳出の17ページの衛生費の環境対策費の中で委託料1,185万8,000円で、地球温暖化対策実行計画策定業務委託ということで、もちろん業者もまだ決まっておりませんが、これにつきましては、事業所としての豊郷町と、また地域としての

豊郷町、それぞれに対して二酸化炭素を今後どうやってどれくらい減らすのかというようなことの計画を立てなければならないので、それを行うものでございます。その支出に対する補助金として約半額が国から来るということでございます。二酸化炭素の排出ですけれども、これにつきましては、施設の電灯のLED化に関する補助を受けるためには、この計画の策定が条件となってきますので、今回、町としても策定をするものでございます。

続きまして、10ページの18繰入金の財政調整基金の要因ということでしたけれども、これにつきましては、増額の必要なもの、減額の必要なもの全てを合計しまして、財源不足の部分をここで調整しているというものでございます。

続きまして、12ページ、歳出ですけれども、12ページ、款2総務費の一般管理費の給与が上がっているというところですが、今回の補正予算に関して人件費の部分は、主に人事異動による職員の内訳と申しますか、人員配置の関係になってきて、増減が発生しております。総務課につきましては、正職員が1名減と、会計年度任用職員は、各課に配置しております会計年度もこちらで見えておりますが、そこで1名減になりましたので、2人分が減りましたので、この816万円という額になっております。

それから次、16ページの愛里保育園施設費の給与のマイナス722万3,000円ですけれども、これにつきましても、年配の職員が、正職員が昨年度末で退職しまして、補充をしましたが、若い職員が入りましたので、そもそも給与の額が全然違いますので、その差額としてこれくらい下がりましたということになります。

私の方は以上です。

村岸議長 中山上下水道課長。

上下水道課長 それでは、今村議員のご質疑にお答えします。

私の方は、議第36号豊郷町一般会計補正予算、11ページでございます。配水管耐震化布設替工事というところで、こちらの対象場所ということですが、県道安食西八目線バイパスの水道管でございます。こちらは水道管、場所的には中心、国道8号線から中山道まで行くんですけど、大体真ん中で割っていただいて、中山道側寄りのところら辺から水道管が入ってございましたので、そちらが工事場所となっております。

以上です。

住民生活課長 はい、議長。

村岸議長 森住民生活課長。

住民生活課長 今村議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

議第36号、18ページになります。衛生費、2清掃費、1清掃総務費の委託料、生ごみ収集運搬処理業務委託料の437万6,000円です。こちらにつきましては、ごみ収集作業員に欠員が出た場合に、業務を事業所に委託するものです。

以上です。

地域整備課長 はい、議長。

村岸議長 山田地域整備課長。

地域整備課長 続きまして、私の方から19ページの目1道路維持費、節18負担金、補助金の2,882万7,000円の県道ラウンドアバウト事業負担金はこの額でよいのかという質疑につきまして、今、滋賀県湖東土木が、この工事につきまして1億3,351万8,000円の契約を結んでおります。そのうちの豊郷町分がこの額になっております。工事につきましては、今、着実に進んでいるんですけども、工事はどうしても増減がありますので、変更の増減があった場合はこの負担額も変わってくるということでございます。

以上です。

教育次長 はい、議長。

村岸議長 西山教育次長。

教育次長 それでは、今村議員のご質疑にお答えいたします。

議第36号の21ページ、豊栄のさと施設費の工事請負費1,000万の概要ということですが、豊栄のさとの正面玄関の波石を今回、透水性の舗装工事にやり替える予定をしております。

続きまして、22ページの保健体育費の委託料118万4,000円の内訳ということですが、こちらにつきましては、ドリームバスが前年度末をもって廃止になりましたので、ドリームバスを利用してアザックとよさとさんが健康事業の方をやっていただいていたんですけども、その分がなくなりましたので、その部分、バス代として118万4,000円を委託としてお支払いする予定をしております。

以上です。

医療保険課長 はい、議長。

村岸議長 小西医療保険課長。

医療保険課長 今村議員のご質疑にお答えさせていただきます。

議第37号令和7年度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。本補正予算につきましては、令和7年度当初予算におきましては、保険給付費ならびに納付金につきましては、県が示しております仮係数の結果

により計上しておりましたが、今回確定係数に基づきまして再計算し、その結果に基づきまして補正の方を計上させていただいております。

続きまして、6 ページの保険給付費、療養諸費、療養給付費ならびに7 ページ、高額療養費支払事業負担金等につきましては、県の確定係数に基づきまして、計数の方を上げさせていただいております。仮係数ならびに本算定におきまして、被保険者数の減少が見込まれ、かつ1人当たりの医療費の増減につきましては、高くなるという試算の下、医療費の推計が行われております。これにおきまして、当町におきましても、一般給付費に係るもの、高額療養費に係るものの割合に応じまして、今回補正計数を上げさせていただいているところでございます。

歳入におきまして、保険給付費等の交付金、普通交付金の5,700万6,000円の減におきましても、医療給付費の減が見込まれます関係で、減の方になっております。

引き続きまして、議第38号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)でございます。7 ページでございます。介護認定審査会費の介護認定訪問調査員報償費117万円の増額でございます。こちらにつきましては、会計年度任用職員で任用しておりました介護認定調査員の退職に伴いまして、令和7年4月からにおきましては、委託契約をしました認定調査員の方を任用しております。その関係で、補正予算の方を上げさせていただいております。

続きまして、8 ページでございます。地域密着型介護予防サービス給付費の負担金310万8,000円でございます。こちらにつきましては、要支援者の方がグループホームかがやきの方に1人入所されました関係で、給付見込額の方を上げさせていただいております。

以上でございます。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

鈴木議員 議長。

村岸議長 10番、鈴木議員。

鈴木議員 人件費全般についてですけど、先ほど総務課長から答弁がありました。確認も含めてなんですけど、24ページと25ページですが、一般職が1人増えているんですが、会計年度任用職員は2人減っているんです。減になっている。先ほどの答弁では、会計年度任用職員も一般職員も減になっているように。そうではなかった。ちょっと確認、これは確認だけです。

それと、一般職のところ、個々は別にいたしまして、一覧表で見ると、職員が1人増えているんですけど、給料が減になっているんです。それで、共済費はプラスになっている。私の経験からいくと、人が増えて給料が増えたら、共済費が増

えるのは増えてくるんですけど、職員が1人増えたんですけど、給料は減っていると。一番上のところが共済費は増えているんです。この関係が説明をお願いできたらと思うんです。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長 それでは、鈴木議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

先ほど申し上げた職員が減っているの部分につきましては、12ページの総務費の一般管理費の話でございまして、今年4月から総務課1名減になるという、総務課としては1名減になっていますので、そこが減りましたという意味でございましてということでございます。

また、24ページのところで、総括表につきまして、補正前が87人で補正後88人と、1名増えているという中で、給料が減り、反面共済費が増えているという、確かに議員のご指摘のとおり、なかなか珍しい現象ではあるなとも思います。詳しくそこまでの数字を今持ち合わせておりませんので、また調べさせていただきます。また後日予算決算委員会でもご説明させていただきたいと思っております。

以上です。

村岸議長 ほかに質疑はありませんか。

西澤議員 はい。

村岸議長 9番、西澤議員。

西澤議員

1点、総務課長にお聞きしたいと思うんですけども、前回、全協のときやった、バスの関係の説明があったと思うんですけども、今回、老人クラブとか、あと今、教育次長から説明のあった教育委員会、あと、私の知る範囲では江州音頭とか、そういうのを聞いているんですけども、それは今年度7年度の補正予算に入っているんですけども、ほかの団体からもそういう要望はあったんですか。今、聞いている話では、要望をしたところには予算づけをされていますけども、なかったところは分かったので分からなくていいけども、ちょっと聞く話ではほかの団体さんからも要望を出したということもお聞きしているの、その点について、もしあれば。私ちょっとはっきりそれは、第三者から聞いたことですので、この議会の中で確認した上でもう一遍お聞きしたいと思うんですけども、どうぞございますか。

総務課長兼

企画振興課長 はい。

村岸議長 清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、西澤議員のご質疑にお答えをさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、15ページのところで老人クラブ連合会活動助成補助金という部分と、それから21ページの社会教育総務費の委託料の文化教養振興事業委託費、また22ページの保健体育総務費の委託料と補助金と、その辺で今回バスの分を見させていただいております。これにつきましては、各課に、所管している関連団体等でバスが廃止になったことでお困りがあるようなら、今回6月補正で予算措置するので、各団体さんと十分に協議をしてくださいということをお願い申し上げまして、させていただきました。それ以外の部分でということですが、特に私どもの方は一応今まで聞いたところは全て見れているのではないかなというふうに思っております。区長会等でもそういうご意見も頂きませんでしたし、全て見れているのかなと思っております。また、もしそういうところがありましたらご相談いただけたら、また検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

西澤議員

はい、再質問。

村岸議長

9番、西澤議員。

西澤議員

そうすると、6月補正はこれと。今後、そういう団体等が要望あった場合は、9月補正で対応されるような感じの、私はそのように取ったんですけども、もし要望があるなら。そうすると、今年度の予算でバスを全くやめよとなったときに、今まで利用しておられた団体等については、そのような報告等は、4月1日にされたのか、3月にされたのか分からんけども、その報告等はされたんですか。お聞きしたいと思います。

村岸議長

清水総務課長。

総務課長兼

企画振興課長

それでは、西澤議員の再質疑にお答えをさせていただきます。

関連する団体さんにつきましては、担当課経由で説明等をしていただいておりますし、各字、区長さんに対しては総務課の方から、今年度いっぱいバスが廃止になりますというようなことは文書で通知をさせていただいております。

以上です。

村岸議長

ほかに質疑はありませんか。

議員

なし。

村岸議長

ないようですから、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。会議規則第39条の規定により、議第36号令和7年度豊郷町一般会計補正予算（第1号）を予算決算常任委員会に、議第37号令和7年

度豊郷町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）及び議第38号令和7年度豊郷町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を文教民生常任委員会に、議第39号令和7年度豊郷町水道事業会計補正予算（第1号）及び議第40号令和7年度豊郷町下水道事業会計補正予算（第1号）を総務産業建設常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議はありませんか。

議 員 異議なし。

村岸議長 異議なしと認めます。よって、議第36号を予算決算常任委員会に、議第37号、議第38号を文教民生常任委員会に、議第39号、議第40号を総務産業建設常任委員会に付託することに決しました。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

日程第21、発議第5号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

議会運営委員会中島委員長、提案理由の説明を求めます。

中島議会

運営委員長 はい、議長。

村岸議長 中島委員長。

中島議会

運営委員長 それでは、豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案の提案説明をいたします。

令和5年の地方自治法の一部改正に伴い、議会に関わる手続についてオンラインによることを可能とする観点及び現在の社会情勢などに照らし、所要の整備を行うため、豊郷町議会委員会条例の一部を改正するものです。

詳細については、改正文のとおりであります。今回の改正概要は、これまで書面での提出としていたものをオンライン手続の対象とするため、条文の第22条に規定されている意見を述べようとする者の申出に第2項を新設し、第26条に規定されている代理人または文書等による意見の陳述を一部改正し、第27条に規定されている記録に第3項を新設して、電子情報処理組織を使用する方法を加えるものです。

あわせて、平成18年に施行されました地方自治法の一部改正に伴う委員会条例の改正時に、一部未改正があり、平成18年に改正された地方自治法の一部改正のとおり、標準町村議会委員会条例の整合性を図ることとし、改正を行うものです。

以上で提案説明を終了します。

村岸議長 これより質疑を行います。質疑はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。
これより討論を行います。討論はありませんか。

議 員 なし。

村岸議長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより、発議第5号豊郷町議会委員会条例の一部を改正する条例案を採決
いたします。

賛成の諸君は起立を願います。

議 員 (起立、全員)

村岸議長 全員起立であります。よって、発議第5号は原案のとおり可決されました。

以上をもって、本日の日程は全て議了いたしました。

本定例会会期中の日程は、お手元に配付の日程表により審議されるようよろ
しく願います。

本日はこれをもって散会いたします。ご苦労さまでした。

(午前10時50分 散会)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証する為、ここに署名する。

令和7年6月5日

豊郷町議会議長

議 員

議 員